

諏訪市水道関連事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、諏訪市水道関連事業窓口業務等委託（以下「本業務」という。）について、事務の効率化及び市民・事業者への水道関連サービスの維持・向上を図るため、本業務を行う能力を有する事業者のうち、豊富な経験と高い専門知識を持ち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定することについて必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業務委託の名称 諏訪市水道関連事業窓口業務等委託
- (2) 業務委託の区域 諏訪市全域
- (3) 業務委託の内容 「諏訪市水道関連事業窓口業務等委託要求水準書」のとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日（令和8年3月31日までは業務移行引継期間）
- (5) 契約期間 契約締結の日から令和13年3月31日
但し、出来高払い業務は令和13年4月30日までの単価契約とする。
- (6) 提案上限額 金348,216,000円以内（税込）
なお、各年度の限度額は下記のとおりとする。
令和8年度 67,848,000円（税込）
うち、出来高払い業務の想定検針件数 149,000件
令和9年度から令和12年度 69,432,000円（税込）
うち、出来高払い業務の想定検針件数 165,000件
令和13年度 2,640,000円（税込）
全て出来高払い業務の想定検針件数 16,000件
また、業務移行引継期間中に発生する費用は、受注者が負担するものとする。
- (7) 契約保証金 諏訪市公営企業会計規程（平成22年企業管理規程第8号）第97条第1項の規定により受注者は、本業務の契約締結後、直ちに契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金として納付しなければならない。但し、同条第3項各号に該当する場合はこの限りではない。
- (8) その他 本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約日の属する年度の翌年度以降において、本委託契約に係る発注者の歳出予算の削減又は削除があった場合には、発注者は、本委託契約を変更又は解除することができるものとする。

3 プロポーザルの実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。但し、応募状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

内容	日程
実施の公告	令和7年 7月 1日（火）

質疑受付期間	令和7年 7月 2日 (水) ~7月10日 (木)
質疑回答期限	令和7年 7月16日 (水)
参加申込書の提出期限	令和7年 7月24日 (木)
参加資格審査結果通知	令和7年 8月 1日 (金)
企画提案書及び見積書提出期間	令和7年 8月 5日 (火) ~8月29日 (金)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年 9月19日 (金)
受注候補者選定結果通知	令和7年10月初旬
業務委託契約の締結	令和7年10月下旬
業務引継期間	業務委託契約締結日~令和8年3月31日 (火)

※本プロポーザルの事前説明会はありません。

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 令和7・8・9年度諏訪市入札参加資格「13 その他の業務 (10 上下水道等維持管理)」部門に登録がされていること。
- (2) 諏訪市公営企業建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成24年公営企業告示第10号) に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 参加申込書の提出時点において、会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び諏訪市暴力団排除条例 (平成24年条例第20号) 第2条第1項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じており、情報セキュリティマネジメント (ISMS) 又はプライバシーマークの情報セキュリティ関連認証を取得している者であること又は個人情報保護方針を定めている者であること。
- (7) 長野県内において、平成27年度以降に、給水人口3万人以上の水道事業体において、本業務と同種の業務を単体事業者として受注し、3年以上継続して履行完了した実績を有する者であること。

5 失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 選定期間中及び委託契約締結までの間に「4 参加要件」の要件を欠いた場合
- (2) 参加申込書類及び企画提案書類に虚偽の記載をした場合
- (3) その他、公平な審査を妨害する行為があった場合
- (4) 提案見積金額が、提案上限額を上回る場合

6 参加申込

「4 参加要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号） 正本1部
 - イ 会社概要書（様式第2号） 正本1部、副本6部
 - ウ 同種又は類似業務実績（様式第3号） 正本1部、副本6部
 - エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマーク等情報セキュリティ関連認証の写し又は個人情報保護方針の写し 1部
 - オ 法人の概要等が記載されたパンフレット 6部
- (2) 提出方法 持参又は郵送により提出（郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること）
- (3) 提出期限 令和7年7月24日（木）17時（必着）
- (4) 提出先 諏訪市水道局営業課
- (5) 審査結果 参加申込者には、令和7年8月1日（金）に参加資格結果の通知（参加資格を有する申込者には、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請を兼ねる通知）をメール送信する。

7 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式第4号）により、電子メールでの提出とする。
（質問後は、質問を送信したことを電話で伝えること）
- (2) 提出期限 令和7年7月10日（木）17時（必着）
- (3) 提出先 諏訪市水道局営業課
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年7月16日（水）までに、質問者匿名にて諏訪市ホームページに掲載する。

8 企画提案書及び提案見積書等の提出

参加資格結果通知により参加資格を有することを確認後、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第5号）を表紙として、内容は任意様式 正本1部、副本6部
 - イ 業務責任者等経歴書（様式第6号） 正本1部、副本6部
 - ウ 業務実施体制（様式第7号） 正本1部、副本6部
 - エ 提案見積書（任意様式） 正本1部
 - オ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第8号） 正本1部
- (2) 提出方法 持参又は郵送、電子記録媒体により提出（郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること）
- (3) 提出期限 令和7年8月29日（金）17時（必着）
- (4) 提出先 諏訪市水道局営業課
- (5) 企画提案書の内容
企画提案書は、要求水準書との整合を十分に図り、「諏訪市水道関連事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル審査要領」の評価項目に沿って作成すること。
- (6) 企画提案書の作成形態

作成にあたっては日本語を使用し、原則 A4 版（縦横自由）、横書き、左綴じ、両面印刷可とする。
A3 版を使用する場合には折綴りとする。なお、様式は任意とし、枚数制限はしないが、所定の表紙（様式第 5 号）、目次及びページ番号を付けること。なお、電子記録媒体での提出については、正本のみとするが、電子メール又は市の指定するストレージサービスにより提出することとし、PDF ファイルを記録した DVD 又は CD メディアを別途 1 枚提出すること。

(7) 提案見積書

想定業務数量（想定検針件数）に基づく単価を年度別に明示して提出すること。

9 提出書類の取扱い

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めないこととする。
- (4) 提出書類は本業務の受注者選定の目的以外には使用しない。
- (5) 提出された書類は原則公開しない。ただし、諏訪市情報公開条例（平成 11 年条例第 1 号）に基づく情報公開請求があった場合は、当該法人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めらるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する場合がある。
- (6) 提出書類は本業務の受注者選定に必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがある。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 実施日 令和 7 年 9 月 19 日（金）
- (2) 時間場所 「プレゼンテーション及びヒアリング参加要請通知」に記載
- (3) 所要時間 50 分以内（プレゼンテーション 25 分以内、質疑応答 15 分程度、準備・片付け 10 分）
- (4) 実施方法
 - ア プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。
 - イ プレゼンテーションは自由形式とする。但し、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、企画提案書に添付されていない新たな資料等の追加はできないものとする。
 - ウ プレゼンテーション出席者は 3 名以内とする。
 - エ プレゼンテーションの参加に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
 - オ プレゼンテーションに際し、パソコン等電子機器の使用は可とする。なお、市が準備する機材はプロジェクター（接続端子 HDMI）及びスクリーンとし、その他必要な機材は参加事業者が準備すること。

11 審査方法

- (1) 企画提案書等の評価は、諏訪市水道関連事業窓口業務等委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うこととする。
- (2) 評価方法
「諏訪市水道関連事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員ごとに提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価・採点する。
- (3) 受注候補者の選定

審査委員会は、総合評価点が最も高い事業者を受注候補者として選定する。なお、参加が1事業者の場合であっても、本プロポーザルは成立することとするが、受注候補者に対する総合評価点が一定水準に達しない場合（総合評価点が満点中、5割未満）は受注候補者とししない。

- (4) 総合評価点が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多いものを上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

1.2 選定結果の通知

- (1) 全参加事業者に対し、書面により通知する。なお、審査結果について、質問及び異議申し立ては受け付けない。

1.3 契約の締結

- (1) 受注候補者と提案内容等に基づき、契約条件等について協議のうえ、契約を締結するものとする。但し、受注候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。
- (2) 契約に要する費用は全て受注候補者の負担とする。また、既に決定した事項の取消しに伴う補償等は一切行わないものとする。

1.4 非特定理由説明請求及び回答

- (1) 審査委員会委員長は、企画提案書提出者のうち受注候補者以外の者に対し、特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知する。
- (2) 通知を受けた企画提案書提出者は、通知をした翌日から起算して10日（諏訪市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に限り、審査委員会委員長に対して書面により非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 審査委員会委員長は、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に書面により回答する。

1.5 提出・問合せ先

本業務における担当窓口及び提出書類の提出先は、次のとおりとする。

担当窓口：諏訪市水道局営業課料金係（担当：山口）

住所：〒392-0021 長野県諏訪市上川一丁目1791番地

TEL：0266-52-4141（内線755）

Eメール：eigy@city.suwa.lg.jp